

和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 2 1 日

和泉市長 辻 宏 康

和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、燃料価格高騰の影響を受ける市内貨物自動車運送事業に対して、予算の範囲内で支援金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第 2 条 支援金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 一般社団法人大阪府トラック協会泉州支部（以下「協会」という。）が、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号。本号および次号において「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する貨物自動車運送事業を行う中小法人等（令和 7 年 1 0 月 1 日及び第 4 条の規定による申請の時点において、資本金又は出資の総額が 1 0 億円未満の中小法人又は従業員数が 2, 0 0 0 人以下の個人事業者をいう。次号において同じ。）（法第 2 条第 4 項に規定する貨物軽自動車運送事業のみを行うことができる者を除く。）を対象に、当該中小法人等が貨物自動車運送事業のために使用する車両の台数に応じて支援金を交付する支援事業（令和 7 年 1 1 月 5 日から令和 8 年 1 月 3 0 日までの間で実施するものに限る。）
- (2) 市内に営業所を有する中小法人等が行う法第 3 6 条第 1 項の規定による貨物軽自動車運送事業（前号に掲げる支援事業の対象となる事業を除く。）

第 3 条 支援金の交付の対象となる経費及び支援金の額は、それぞれ次の表のとおりとする。

関係条文	対象経費	説明	支援金の額
------	------	----	-------

第 2 条 第 1 項	支援費		協会から中小法人等に対し、当該中小法人等が貨物自動車運送事業のために使用した市内の営業所に登録されている車両（原動機を有しない車両を除く。）の燃料費として支援した費用をいう。	一般（特定）貨物自動車 1 台につき 6, 5 0 0 円 3 輪以上の貨物軽自動車 1 台につき 3, 0 0 0 円
	事務費	人件費	協会に属する者が対象事業に従事する人件費（対象事業の実施に必要な補助員に係る費用を含む。）をいう。	支援費に対する支援金の総額の 1 0 % を上限とする額
		消耗品費	協会が対象事業の実施に必要な物品であって、備品以外の購入費用をいう。	
		印刷製本費	対象事業で使用するパンフレット、リーフレット等の印刷又は製本に係る費用	
		通信運搬費	対象事業の実施に必要な郵便、電信、運搬等、事業者の資産を形成しない消費的性質の費用	
第 2 条 第 2 号	燃料費		運送事業に使用した市内の営業所に登録されている 3 輪以上の貨物軽自動車（道路運送車両法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 4 号）別表 1 の規定による三輪以上の軽自動車に限る）1 台につき 3, 0 0 0 円	

（第 2 条第 1 号の事業に係る交付の申請）

第 4 条 第 2 条第 1 号の事業に係る支援金の交付を受けようとする者（以下「1 号交付申請者」という。）は、和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金 1 号交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- （1）事業計画書（様式第 2 号）
- （2）収支予算書（様式第 3 号）
- （3）要件確認書兼誓約書（様式第 4 号）
- （4）団体の概要が分かる書類
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（第 2 条第 1 号の事業に係る交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合において、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて調査を行い、適正であると認めたときは、支援金の交付を決定し、和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金交付決定通知書（様式第5号）により、1号交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請に係る事項に必要な修正を加えて、支援金の交付を決定するものとする。

3 市長は、審査の結果、支援金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかにその理由を付して、和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第6号）により、1号交付申請者に通知するものとする。

（第2条第1号の事業に係る変更等交付申請）

第6条 前条第1項の規定による支援金の交付の決定を受けた者（以下「1号交付決定者」という。）が、やむを得ない理由により、交付申請の内容の一部を変更し、又は中止しようとするときは、和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金変更等交付申請書（様式第7号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

（1）変更後の事業計画書（様式第2号）

（2）変更後の収支予算書（様式第3号）

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（第2条第1号の事業に係る変更等交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による変更申請を受理した場合において、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて調査を行い、適正であると認めたときは、和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金変更等交付決定通知書（様式第8号）により1号交付決定者に通知するものとする。

（第2条第1号の事業に係る実績報告）

第8条 1号交付決定者は、対象事業が完了したときは、和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金対象事業実績報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

（1）収支決算書（様式第10号）

（2）対象事業に係る事業者からの申請書類の写し

（3）対象経費の支払事実が確認できる書類の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(第2条第1号の事業に係る交付の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査等により、その報告に係る対象事業の成果が支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定し、和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金交付確定通知書（様式第11号）により1号交付決定者に通知するものとする。

(第2条第1号の事業に係る支援金の請求)

第10条 前条の規定による交付の確定を受けた者は、和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金交付請求書（様式第12号）により、速やかに市長に支援金の請求をしなければならない。

(第2条第1号の事業に係る支援金の概算払及び精算)

第11条 1号交付決定者は、第5条第1項の規定による支援金の交付決定後において、支援金の概算払が必要である場合は、和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金交付請求書に支援金に関する執行計画書を添えて、市長に提出することができる。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合においては、当該請求に係る書類を審査し、必要に応じて調査を行い、適正であると認めたときは、支援金の概算払を行うことができる。

3 市長は、前項の規定による支援金の概算払を行った後に、第6条の規定による変更等交付申請を受理し、第7条の規定により変更等交付決定を行う場合において、その支援金が減額となるときは、1号交付決定者に対して和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金精算請求書（様式第13号）を併せて通知するものとする。

(第2条第2号の事業に係る交付の申請)

第12条 第2条第2号の事業に係る支援金の交付を受けようとする者（以下「2号交付申請者」という。）は、和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金2号交付申請書（様式第14号）により、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 2号要件確認書兼誓約書（様式第15号）

(2) 支援対象の貨物軽自動車の車検証の写し

(3) 代表者の身分証明書の写し（運転免許証、マイナンバーカードなど）

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（第2条第2号の事業に係る交付の決定及び確定）

第13条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合において、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて調査を行い、適正であると認めたときは、支援金の交付を決定及び確定し、和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金交付決定兼確定通知書（様式第16号）により、2号交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請に係る事項に必要な修正を加えて、支援金の交付を決定するものとする。

3 市長は、審査の結果、支援金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかにその理由を付して、和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第6号）により、2号交付申請者に通知するものとする。

（第2条第2号の事業に係る支援金の請求）

第14条 前条第1項の規定による交付の決定及び確定を受けた者（以下「2号交付決定者」という。）は、和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金交付請求書（様式第17号）により、速やかに市長に支援金の請求をしなければならない。

（支援金の返還）

第15条 市長は、1号交付決定者及び2号交付決定者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金交付決定取消通知書（様式第18号）により、交付決定者に通知する。

（1）この要綱の規定に違反したとき。

（2）偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

（3）支援金を目的以外に使用したとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

2 前項の場合において、市長は、支援金を既に交付しているときは、和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金返還通知書（様式第19号）により、支援金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（立入検査等）

第16条 市長は、支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付決定者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に

質問させることができる。

（書類の保存）

第 17 条 支援金の交付を受けた交付決定者は、対象事業の施行に関する書類、帳簿等の関係書類を対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年から起算して 10 年間保存しなければならない。

（その他必要な事項）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令達の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

和 泉 市 長 あて

所在地

団体名

代表者名

印

和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金 1 号交付申請書

和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金の交付を受けたいので、
和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金交付要綱第 4 条の規定によ
り、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1 支援金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 1 号要件確認書兼誓約書（様式第 4 号）
- (4) 団体の概要が分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 4 条関係）

事業計画書

事業名		
事業内容		
対象事業者数	者	
一般（特定）貨物自動車台数	台	
貨物軽自動車台数	台	
事業に要する経費	支援費	円
	事務費	円 ※燃料費の総額の 10 %を上限とする
交付申請額	円	
事業実施期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	

様式第 3 号（第 4 条関係）

収支予算書

1. 収入の部

収入項目	予算額（円）	摘要
収入合計	※ 1	

2. 支出の部

支出項目	予算額（円）			摘要
	支援金申請額	自己資金他	小計	
支出合計			※ 2	

- ・収入の部の※ 1 と支出の部の※ 2 は一致すること。
- ・必要に応じて行を追加すること。

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

和 泉 市 長 あて

所 在 地

団 体 名

代 表 者 氏 名

（代表者が自署しない場合は、記名押印をしてください）

1号要件確認書兼誓約書

私は和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金の交付申請に当たり、下記の事項について要件事項を確認し、誓約いたします。

記

【要件確認事項】

- ☐ 令和7年10月1日及び申請時において、貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）第3条で規定する一般貨物自動車運送事業又は同法第35条で規定する特定貨物自動車運送事業の許可を受けており、和泉市内の営業所に登録されている車両を保有し、運送事業を営む事業者を対象としています（協会の会員でない事業者を含む。）
- ☐ 資本金又は出資の総額が10億円未満の中小法人又は従業員数が2,000人以下の個人事業主を対象としています

【誓約事項】

- ☐ 申請内容に虚偽はありません。
- ☐ 申請内容に虚偽が判明した場合は、本支援金の返還に応じます。
- ☐ 和泉市から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ☐ 和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者は、経営に事実上参画していません。

様式第 5 号（第 5 条関係）

和泉 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者名 様

和泉市長 印

和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました和泉市貨物自動車運送事業者
燃料高騰対策支援金については、次のとおり交付することを決定したので、
和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金交付要綱第 5 条第 1 項の規
定により、通知します。

記

1 支援金交付決定額 金 円

2 交付条件

様式第 6 号（第 5 条関係）

和泉 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者名 様

和泉市長 印

和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金について、下記の理由により不交付とすることを決定しましたので、和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金交付要綱第 5 条第 3 項の規定により通知します。

記

（不交付理由）

様式第 7 号（第 6 条関係）

年 月 日

和 泉 市 長 あて

所在地

団体名

代表者名

印

和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金変更等交付申請書

年 月 日付けで申請をした和泉市貨物自動車運送事業者
燃料高騰対策支援金に係る事業の内容を（変更・中止）したいので、和
泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金交付要綱第 6 条の規定
により、次のとおり申請します。

記

1 変更理由

2 変更の内容

3 添付書類

- （1）変更後の事業計画書（様式第 2 号）
- （2）変更後の収支予算書（様式第 3 号）
- （3）その他市長が必要と認める書類

様式第 8 号（第 7 条関係）

和泉 第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者名 様

和泉市長 印

和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金変更等交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のありました和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金については、次のとおり変更することを決定したので、和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金交付要綱第 7 条の規定により、通知します。

記

- | | | | |
|---|------------|---|---|
| 1 | 支援金既決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 支援金変更交付決定額 | 金 | 円 |

様式第 9 号（第 8 条関係）

年 月 日

和 泉 市 長 あて

所在地

団体名

代表者名

印

和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金対象事業実績報告書

年 月 日付け、和泉 第 号により交付の決定を受けた和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金に係る事業の実績について、和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

記

1 支援金交付決定額 金 円

2 対象事業実績

対象事業者数	者	
一般（特定）貨物自動車台数	台	
貨物軽自動車台数	台	
事業に要した経費	支援費	円
	事務費	円 ※燃料費の総額の 10%を上限とする

3 添付書類

- (1) 収支決算書（様式第 10 号）
- (2) 事業者からの対象事業に係る申請書類の写し
- (3) 対象経費の支払事実が確認できる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

収支決算書

1. 収入の部

収入項目	決算額（円）	摘要
収入合計	※ 1	

2. 支出の部

支出項目	決算額（円）			摘要
	支援金申請額	自己資金 他	小計	
支出合計			※ 2	

- ・収入の部の※ 1 と支出の部の※ 2 は一致すること。
- ・必要に応じて行を追加すること。

様式第 1 1 号（第 9 条関係）

和泉 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者名 様

和泉市長 印

和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金交付確定通知書

年 月 日付け、和泉 第 号により交付の決定をした
和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金について、次のとおり
交付することに確定したので、和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対
策支援金交付要綱第 9 条の規定により、通知します

記

支援金交付確定額 金 円

様式第 12 号 (第 10 条、第 11 条関係)

年 月 日

和 泉 市 長 あて

所在地

団体名

代表者名

印

和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金交付請求書

年 月 日付で交付の(決定・確定)を受けた和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金の交付を受けたいので、和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金交付要綱(第10条・第11条)の規定により、次のとおり請求します。

記

支援金の 交付決定額 交付確定額									円 円
支援金の既交付額	年 月 日 交付 年 月 日 交付 計								円 円 円
今回交付請求額									円
添付書類	1 支援金交付決定通知書又は支援金交付決定通知書の写し 2 振込先が分かるもの								

様式第 1 3 号（第 1 1 条関係）

和泉 第 号
年 月 日

所在（住所）地

法人名・屋号

代表者名 様

和泉市長 印

和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金精算請求書

年 月 日付け、和泉 第 号で変更決定した和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金について、和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金交付要綱第 1 1 条第 3 項の規定により、通知します。

記

- | | | |
|---------------|-------|-----|
| 1 精算すべき金額 | 金 | 円 |
| 2 精算期限 | 年 月 日 | 日まで |
| 3 支援金の既支出額 | 金 | 円 |
| 4 支援金の変更交付決定額 | 金 | 円 |

様式第 1 4 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

和 泉 市 長 あて

所在（住所）地

法人名・屋号

代表者名

印

和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金 2 号交付申請書

和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金の交付を受けたいので、和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金交付要綱第 1 2 条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1 支援対象の貨物軽自動車の台数 台

2 支援金交付申請額 金 円

3 添付書類

（1） 2 号要件確認書兼誓約書（様式第 1 5 号）

（2） 支援対象の貨物軽自動車の自動車検査証および自動車検査証記録事項の写し

（3） 代表者の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）

（4） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

★アンケートにご協力ください

Q 本支援金（支給額や支援対象など）に対する満足度について、以下のいずれかに○を付けてください。

非常に満足・やや満足・どちらともいえない・あまり満足していない・全く満足していない

様式第 15 号（第 12 条関係）

年 月 日

和 泉 市 長 あて

所在（住所）地

法人名・屋号

代表者名

印

（代表者が自署しない場合は、記名押印をしてください）

2 号要件確認書兼誓約書

私は和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金の交付申請に当たり、下記の事項について要件事項を確認し、誓約いたします。

記

【要件確認事項】

- ☐ 資本金又は出資の総額が 10 億円未満の中小法人又は従業員数が 2,000 人以下の個人事業主です。
- ☐ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 3 条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可又は同法第 35 条第 1 項の規定による特定貨物自動車運送事業の許可を受けていません。
- ☐ 令和 7 年 10 月 1 日及び申請時において、同法第 36 条第一項の規定による貨物軽自動車運送事業の届出を行い、和泉市内の営業所に登録されている車両を保有し、運送事業を営んでいます。

【誓約事項】

- ☐ 申請内容に虚偽はありません。
- ☐ 申請内容に虚偽が判明した場合は、本支援金の返還に応じます。
- ☐ 和泉市から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ☐ 和泉市暴力団排除条例（平成 24 年和泉市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者は、経営に事実上参画していません。

様式第 16 号（第 13 条関係）

和泉 第 号
年 月 日

所在（住所）地

法人名・屋号

代表者名

様

和泉市長

印

和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のありました和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金については、次のとおり交付することを決定及び確定したので、和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、通知します。

記

支援金交付確定額 金

円

様式第 1 7 号（第 1 4 条関係）

年 月 日

和 泉 市 長 あて

請求者

所在（住所）地

法人名・屋号

代表者名

印

和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金交付請求書

年 月 日付で交付の確定を受けた和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金の交付を受けたいので、和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金交付要綱（第 1 4 条）の規定により、次のとおり請求します。

記

交付請求額						円
-------	--	--	--	--	--	---

振 込 先	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
	預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
	口座番号			
	口座名義	(フリガナ) -----		

※口座名義については必ず請求者と一致すること。

添 付 書 類	1 支援金交付決定兼確定通知書の写し 2 振込先が分かるもの（通帳など）
---------	---

様式第 18 号（第 15 条関係）

和泉 第 号
年 月 日

様

和泉市長

和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金交付決定取消通知書

年 月 日付け和泉 第 号で交付決定をした和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金について、次のとおり交付決定を取り消したので、和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により、通知します。

- | | | | |
|---|------------|---|---|
| 1 | 支援金の交付決定金額 | 金 | 円 |
| 2 | 支援金の取消額 | 金 | 円 |
| 3 | 支援金取消後の額 | 金 | 円 |
| 4 | 支援金の取消理由 | | |

様式第 19 号（第 15 条関係）

和泉 第 号
年 月 日

様

和泉市長

和泉市貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金返還通知書

年 月 日付け和泉 第 号により取り消した和泉市貨物
自動車運送事業者燃料高騰対策支援金について、和泉市貨物自動車運送事業者燃料高
騰対策支援金交付要綱第 15 条第 2 項の規定により、次のとおり返還を求めます。

- 1 支援金の返還額 金 円
- 2 支援金の返還期限 年 月 日
- 3 支援金の返還を求める理由
- 4 支援金の返還方法